

お詫びと訂正 『労働者派遣法の実務解説 改訂第3版』

本書において記載内容に誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P.134 14行目
誤) 特別な業務を明示これに伴い発生した損害
正) 特別な業務を命じこれに伴い発生した損害

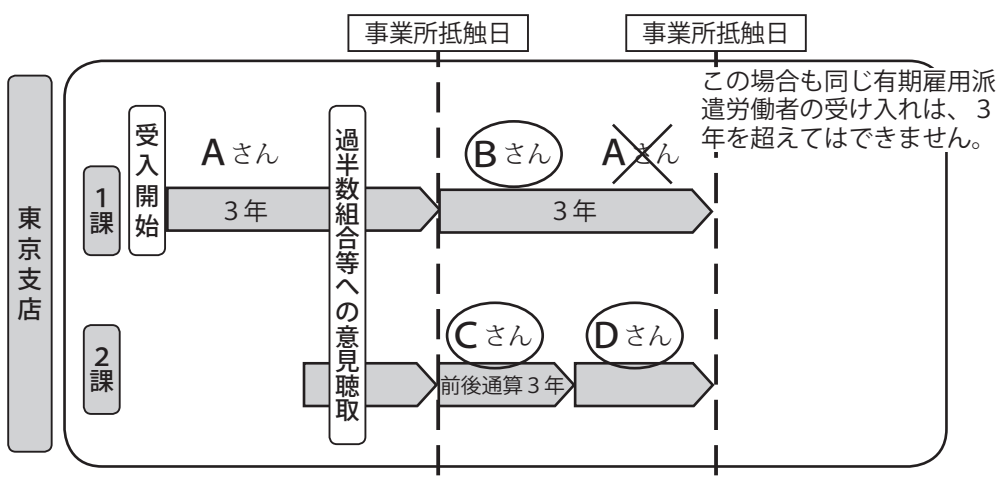
P.143 10行目
誤) 国内マーケティング営業課 (国内マーケティング営業課)
正) 国内マーケティング営業課 (国内マーケティング営業課長)

P.165 4行目
誤) 執行院長
正) 執行委員長

P.170 ワンポイント内
誤) 努力義務 (②の口、①のハ、ニ)
正) 努力義務 (①の口、②のハ、ニ)

P.200 図

事業所単位の期間制限イメージ



適切な意見聴取を行うことで、最大3年派遣受入れ期間を延長できる。
同じ事業所内であれば、事業所抵触日まで他の組織単位でも受入れは可能。

P.301 一番下の表
「派遣元」「派遣先」各欄に、下記文言を追加してください。
職場における妊娠・出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置